

2017年 春季労使交渉について

株式会社ゼンショーホールディングス（代表取締役会長兼社長：小川賢太郎 本社：東京都港区）は、本日2017年春季労使交渉において妥結に至りました。

今回の労使交渉では対象となる正社員（対象：937名・平均年齢：33.9歳）の月例給を引き上げることとしました。また、2017年4月入社 of 大学卒初任給を従来の205,000円から210,000円と引き上げます。さらに、母性保護と不妊治療に対する取り組みとして育児介護休業規程の見直しを行い、「家族看護休暇」を「家族健康管理休暇」へ名称変更。看護だけではなく、不妊治療においても休暇取得を可能としました。合意内容は以下の通りです。

<賃金改定>

正社員

対象会社：株式会社ゼンショーホールディングス
※ゼンショーホールディングス在籍でグループ会社への出向者含む

合意内容：月例給増額一人平均 6,522円（2.0%）
※内、定期昇給 5,122円（1.6%）
ベースアップ 1,400円（0.4%）
対象 937名
平均年齢 33.9歳

パート・アルバイト

対象会社：ゼンショーグループ傘下の全社
合意内容：時給改定 ①地域ごとの賃金の上昇にあわせて実施
②評価制度の充実
対象 約100,000名（2017年3月31日時点の在籍者）

<育児・介護休業規程>

家族看護休暇の規程変更

変更内容： **名称** 「家族看護休暇」を「家族健康管理休暇」へ名称変更
内容 子および親の看護に加え、自身の不妊治療のための通院・入院